

試験会場持込み不可

試験会場持込み不可

編集 国土交通省住宅局建築指導課
建築技術者試験研究会

建築基準法施行規則（抄）

（昭和25年建設省令第40号）

令和3年1月1日施行の改正規定

基本建築関係法令集 〔法令編〕

令和3年版〔追加改正規定〕

この追加改正規定は、令和3年1月25日までに公布された法令等のうち、令和3年4月1日までに施行されたものについて掲載しています。
なお、本追加改正規定は試験会場への持ち込みはできませんのでご注意ください。

井上書院

改正 令和2年国土交通省令第98号（押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令（……の部分：㊦）の一部を改正する省令）（令和3年1月1日から施行）

（確認申請書の様式）

第1条の3（略）

一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。(ラ)(ア)(セ)㊦

イ、ロ（略）

二～四（略）

表1～5（略）

2、3（略）

4（略）

一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。(ラ)(ア)(セ)㊦

イ～ハ（略）

二～四（略）

表1、2（略）

5～11（略）

（建築設備に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第2条の2（略）

一 別記第8号様式（昇降機用）又は同様式（昇降機以外の建築設備用）による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。(ラ)㊦

イ、ロ（略）

二（略）

2～6（略）

（工作物に関する確認申請書及び確認済証の様式）

第3条（略）

- 一 別記第10号様式（令第138条第2項第一号に掲げるもの（以下「観光用エレベーター等」という。）にあつては、別記第8号様式（昇降機用）による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。））（ラ）③④

イ、ロ（略）

二（略）

表1～3（略）

2（略）

- 一 別記第11号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）（ラ）⑤

⑤

イ、ロ（略）

二、三（略）

表（略）

3（略）

- 一 別記第2号様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）。（ラ）（ア）（セ）⑥

イ～ニ（略）

二～四（略）

4～8（略）

（構造計算適合性判定の申請書の様式）

第3条の7（略）

- 一 別記第18号の2様式による正本1通及び副本1通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）（セ）⑦

イ、ロ（略）

二～四（略）

2～4（略）

（台帳の記載事項等）

第6条の3（略）

- 一（略）

イ 別記第3号様式による建築計画概要書（第3面を除く。）、別記第36号の3様式による定期調査報告概要書、別記第37号様式による建築基準法令による処分等の概要書（以下この項及び第11条の3第1項第五号において「処分等概要書」という。）及び別記第67号の4様式による全体計画概要書（以下単に「全体計画概要書」という。）に記載すべき事項（ラ）⑧

⑧

ロ（略）

二～四（略）

2～6（略）

（指定道路図及び指定道路調書）

第10条の2 特定行政庁は、指定道路に関する図面（以下この条及び第11条の3第1項第七号において「指定道路図」という。）及び調書（以下この条及び第11条の3第1項第八号において「指定道路調書」という。）を作成し、これらを保存するときは、次の各号に定めるところによるものとする。（ム）（ヤ）⑨

一～五（略）

2（略）

（全体計画認定の申請等）

第10条の23（略）

- 一 別記第67号の3様式による申請書（以下この条及び次条において単に「申請書」という。）の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）（ラ）⑩

イ～ハ（略）

二（略）

2（略）

- 一 別記第67号の3様式による正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類で、全体計画に係るそれぞれの工事ごとに作成したものを添えたもの（正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の氏名が記載されたものに限る。）（ラ）⑩

イ～ハ（略）

二（略）

3～9（略）

〔旧第11条の3削除〕

（書類の閲覧等）

第11条の3（略）

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審査）

第11条の4（略）

〔平成27年2月23日国土交通省告示第255号〕

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の
構造方法等を定める件

令和2年12月28日施行の改正規定

改正 令和2年国土交通省告示第1593号による改正
(〃 の部分)

(令和2年12月28日から施行)

前文 (略)

第1 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ (略)

(1) 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものに設けられたもの

(2)～(4) (略)

表1、表2 (略)

ハ～ホ (略)

二～四 (略)

2～8 (略)

第2 (略)

第3 (略)

一、二 (略)

三 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたものに設けられたもの

四～七 (略)

〔平成21年2月27日国土交通省告示第225号〕

準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件

令和2年12月28日施行の改正規定

改正 令和2年国土交通省告示第1593号による改正
(〃 の部分)

(令和2年12月28日から施行)

前文 (略)

第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第128条の5第1項第二号ロに規定する準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等(令第128条の5第1項から第5項までの規定によってその壁及び天井(天井のない場合においては、屋根。以下同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを同条第1項第二号に掲げる仕上げとしなければならない室及びホテル、旅館、飲食店等の厨房その他これらに類する室を除く。)にあつては、次の各号に掲げる当該室の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 こんろ(専ら調理のために用いるものであって、1口における1秒間当たりの発熱量が4.2kW以下のものに限る。以下同じ。)を設けた室(こんろの加熱部の中心点を水平方向に25cm移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に80cm移動したときにできる軌跡の範囲内の部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあつては、当該部分の仕上げを不燃材料(平成12年建設省告示第1400号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。以下「特定不燃材料」という。)としたものに限る。)に壁又は天井が含まれる場合にあつては、当該壁又は天井の間柱及び下地を特定不燃材料としたものに限る。) 次に定める材料の組合せであること。

イ～ニ (略)

二～四 (略)

第2 (略)

試験会場持込み不可

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）（令和3年4月1日施行の改正規定）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄） （平成18年国土交通省令第110号）

令和3年4月1日施行の改正規定

改正 令和3年国土交通省令第1号（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の（ ）の部分）
一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令）（令和3年4月1日から施行）

（法第2条第四号の主務省令で定める施設又は設備）

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第四号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる便所又は便房であって、移動等円滑化の措置がとられたもの
 - イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所又は便房
 - ロ 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所又は便房
- 二 次に掲げる駐車施設又は停車施設であって、移動等円滑化の措置がとられたもの
 - イ 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設
 - ロ 車椅子使用者が円滑に利用することができる停車施設
- 三 次に掲げるエレベーター
 - イ 移動等円滑化された経路（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第4条第1項に規定する移動等円滑化された経路をいう。以下同じ。）又は乗継ぎ経路（同条第11項に規定する乗継ぎ経路をいう。）を構成するエレベーター
 - ロ 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（公共交通移動等円滑化基準省令第4条第3項前段の規定が適用される場合に限る。）

四、五（略）

試験会場持込み不可

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令
〔令和3年4月1日施行の改正規定〕

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（抄） （平成18年国土交通省令第114号）

令和3年4月1日施行の改正規定

改正 令和3年国土交通省令第1号（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の（ ）の部分）
一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令）（令和3年4月1日から施行）

（特別特定建築物に関する読替え）

第18条 法第17条第1項の申請に係る特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第一号に規定する公立小学校等を除く。）における第2条から前条まで（第3条第1項第三号及び第六号、第4条第八号、第6条第1項第七号、第7条第4項から第6項まで、第10条第2項並びに第16条を除く。）の規定の適用については、これらの規定（第2条第1項及び第7条第3項を除く。）中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第2条第1項中「多数の者が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所）」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口（次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所、車椅子使用者用客室）」と、第7条第3項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（抄）

（平成24年国土交通省令第86号）

令和3年1月1日施行の改正規定

改正 令和2年国土交通省令第98号（押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令（ の部分）の一部を改正する省令）（**令和3年1月1日から施行**）

（低炭素建築物新築等計画の認定の申請）

第41条 法第53条第1項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第5による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の氏名の記載があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

表（略）

2、3（略）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（抄）

（昭和23年厚生省令第63号）

令和3年4月1日施行の改正規定

改正 令和3年厚生労働省令第10号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令）（**令和3年4月1日から施行**）

（趣旨）

第1条（略）

一、二（略）

三 法第45条第1項の規定により、同条第2項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第9条から第9条の4まで、第10条第3項、第11条、第14条の2、第15条、第19条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第26条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第32条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第30条第1項において準用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）（第30条第1項において準用する場合を含む。）、第32条の2（第30条第1項において準用する場合を含む。）、第35条、第41条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第79条第2項において準用する場合を含む。）、第48条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第57条第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第62条第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第六号（調理室に係る部分に限る。）、第68条第一号（調理室に係る部分に限る。）並びに第72条第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準

四（略）

2、3（略）

（児童福祉施設と非常災害）

第6条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第9条の4及び第10条第3項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第10条第2項において同じ。)においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2（略）

試験会場持込み不可

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（抄）

〔令和3年4月1日施行の改正規定〕

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（抄）

（昭和41年厚生省令第19号）

令和3年4月1日施行の改正規定

改正 令和3年厚生労働省令第9号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する（ ）の部分）
基準等の一部を改正する省令

（令和3年4月1日から施行）

（基本方針）

第2条（略）

2、3（略）

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第8条（略）

2（略）

3（略）

試験会場持込み不可

〔令和3年4月1日施行の改正規定〕

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（抄）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（抄）

（平成11年厚生省令第46号）

令和3年4月1日施行の改正規定

改正 令和3年厚生労働省令第9号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する（ ）の部分）
基準等の一部を改正する省令

（令和3年4月1日から施行）

（趣旨）

第1条（略）

一（略）

二 法第17条第1項の規定により、同条第2項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第11条第3項第一号及び第4項第一号ハ、第35条第3項第一号及び第4項第一号イ(4)、第55条第3項第一号及び第4項第一号ハ、第61条第3項第一号及び第4項第一号イ(4)並びに附則第3条第1項（第11条第4項第一号ハ及び第55条第4項第一号ハに係る部分に限る。）の規定による基準

三、四（略）

（基本方針）

第2条（略）

2～4（略）

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第8条（略）

2（略）

3（略）